

西宮市から事業所の皆様へのお知らせ

令和4年4月1日から可燃ごみは 事業系指定ごみ袋を 使用して排出してください。

令和4年4月1日から事業系可燃ごみの指定ごみ袋制度を開始します。
事業系可燃ごみは、指定ごみ袋以外では市の処理施設への搬入は原則禁止となります。
事業系ごみの適正処理にご協力をお願いします。

事業系ごみ

事業活動に伴い生じた廃棄物

店舗や会社のほか、農業、宗教法人、NPO、福祉施設、
店舗兼住宅の店舗部分から出るごみなども含まれます。

事業系ごみを市が収集している
生活系のごみステーションに出す
ことはできません。



産業廃棄物

廃棄物処理法で定めた
20種類のごみ

ハンドブック
3ページへ



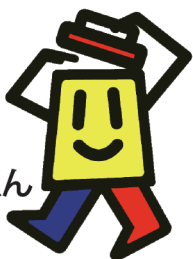
事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の
事業系ごみ

ハンドブック
4ページへ



市では収集も処分も行っていない。



りーくるくん



HPはこちら



ハンドブック
PDF

許可業者に運搬を委託する。

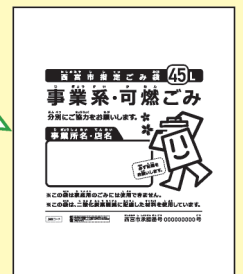
委託業者が市の処理施設へ搬入する。

※市の指定ごみ袋を使用していない
場合は、原則処分できません。

事業系一般廃棄物「可燃ごみ」が対象
です。事業系指定ごみ袋へ入れて
排出をお願いします。

指定袋の事業所名記載欄へ
必ず記入が
必要です

ハンドブック
6ページへ



袋サイズ 45ℓ・90ℓ

直接、市の処理施設へ搬入する。

事前予約が
必要です。

ハンドブック
7ページへ





事業系指定 ごみ袋導入のQ&A

Q1 「指定ごみ袋制度」はどのような制度ですか？

A1 指定ごみ袋制度とは、一般家庭や事業者がごみ出しをする際に、袋の規格や仕様等、市が一定の条件を定めたごみ袋の使用を義務付ける制度のことです。

Q2 なぜ指定袋を導入するのですか？

A2 西宮市全体の事業系廃棄物の排出量は全国や県の平均を上回っている状況です。また、市内の事業所から出される「可燃ごみ」の中には、分別すれば資源化ができる「古紙類」や産業廃棄物である「廃プラスチック」の梱包材などが多く混入しており、分別排出が十分に行われているとはいえません。このようなことから、分別排出の徹底及び再資源化を推進するために指定ごみ袋制度を導入することにしました。

Q3 指定袋はどこで買えますか？

A3 当面の間、販売店の情報を随時市のホームページでお知らせします。

Q4 指定袋の値段はいくらになるのですか？

A4 指定袋は、市が直接、製造・販売するのではなく、一般のごみ袋と同様、各小売業者が仕入れた指定袋に利益を乗せた金額で販売価格を設定して販売しますので、販売店によって異なります。

Q5 買い置きしているごみ袋はどうしたらよいですか？

A5 指定ごみ袋制度の導入は、令和4年4月1日からであり、それまでの間は使用できるごみ袋に特に制約を設けません。もし、各事業所で買い置きのごみ袋がある場合は、制度が始まるまでに使い切るか、他の用途にお使いいただくようお願いします。

Q6 指定袋を使わずに出したごみを市の施設で処分してもらえますか？

A6 指定ごみ袋制度の導入開始後に指定袋を使わずに出されたごみは、市の処理施設では原則として処分できません。本市の指定袋に入れて出させていただきますようお願いします。ただし、直接持込等における例外措置の対象となる場合が有りますのでホームページの最新情報をご確認ください。

Q7 指定袋を使っても、正しく分別されていないごみはどうなりますか？

A7 指定袋を使用されていても、適切な分別がなされていない場合は、市の処理施設への搬入は認められません。適正な分別排出へのご理解とご協力をお願いします。

Q8 指定袋にあらかじめ事業所名を印刷した袋を作って使用することはできますか？

A8 名称を印刷した袋での排出は可能です。製造については指定ごみ袋製造承認事業者へお問い合わせください。また、記名欄に名称入りシールや油性のハンコ等を用いて表示することも可能です。

Q9 記名をしなくてもいい場合はありますか？

A9 原則すべての事業者に記載していただく必要があります。ただし、直接持込等における例外措置はホームページの最新情報をご確認ください。



お問合せ先

事業系指定ごみ袋について

事業系廃棄物について

施設管理課：0798-22-6601

事業系廃棄物対策課：0798-35-0185

西宮市